

令和7年度 大田市職員採用試験（通年採用）試験案内

1. 職種、採用予定人員、職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
土木技師	若干名	市の機関に勤務し、道路、上・下水道等の土木工事の設計、監督及び都市計画などの街づくりに関する土木の専門的業務に従事します。
建築技師	若干名	市の機関に勤務し、施設の設計・監督、建築物等の確認及び検査、都市計画などの街づくりに関する建築の専門的業務に従事します。
電気技師	若干名	市の機関に勤務し、公共施設等の電気設備工事の設計、監督及び電気設備の維持管理等の業務に従事します。
機械技師	若干名	市の機関に勤務し、公共施設等の機械設備工事の設計、施工管理及び機械設備の維持管理等の業務に従事します。

※いずれの試験区分で採用された場合でも、市政に関する幅広い知識を習得し、職務能力を向上させるために、一般行政事務に従事します。

2. 試験区分、受験資格（※いずれも学歴は問いません。）

試験区分	受験資格（年齢は令和8年4月1日現在）
土木技師A (公務員経験者)	昭和50年4月2日以降に生まれた人（50歳以下の人）で、国又は地方公共団体における職務経験（土木工事などの設計又は監督業務）が直近5年間のうち3年間以上ある人 ※職務経験とは、国家公務員又は地方公務員の正規職員として1年以上継続して従事していた期間が該当する。
土木技師B (有資格者)	昭和60年4月2日以降に生まれた人（40歳以下の人）で、1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人
土木技師C (民間等経験者)	昭和60年4月2日以降に生まれた人（40歳以下の人）で、民間企業、自営業等における職務経験（土木工事などの設計又は施工管理業務）が直近5年間のうち3年間以上ある人 ※職務経験とは、同一の事業所に週30時間以上の勤務を1年以上継続して従事していた期間が該当する。
建築技師A (公務員経験者)	昭和50年4月2日以降に生まれた人（50歳以下の人）で、国又は地方公共団体における職務経験（建築工事などの設計又は監督業務）が直近5年間のうち3年間以上ある人 ※職務経験とは、国家公務員又は地方公務員の正規職員として1年以上継続して従事していた期間が該当する。
建築技師B (有資格者)	昭和60年4月2日以降に生まれた人（40歳以下の人）で、1級又は2級建築士の資格を有する人

電気技師 (有資格者)	昭和60年4月2日以降に生まれた人（40歳以下の人）で、1級又は2級電気工事施工管理技士の資格を有する人
機械技師 (有資格者)	昭和60年4月2日以降に生まれた人（40歳以下の人）で、1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する人

※職務経験について

- (1) 直近5年間とは、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間となる。
- (2) 職務経験が複数ある場合は、通算することができる。
- (3) 休暇、休業、休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することはできない。
- (4) 職務経験は、月単位で算定する。従事期間が1月末満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てるとしてとする。

※次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 大田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

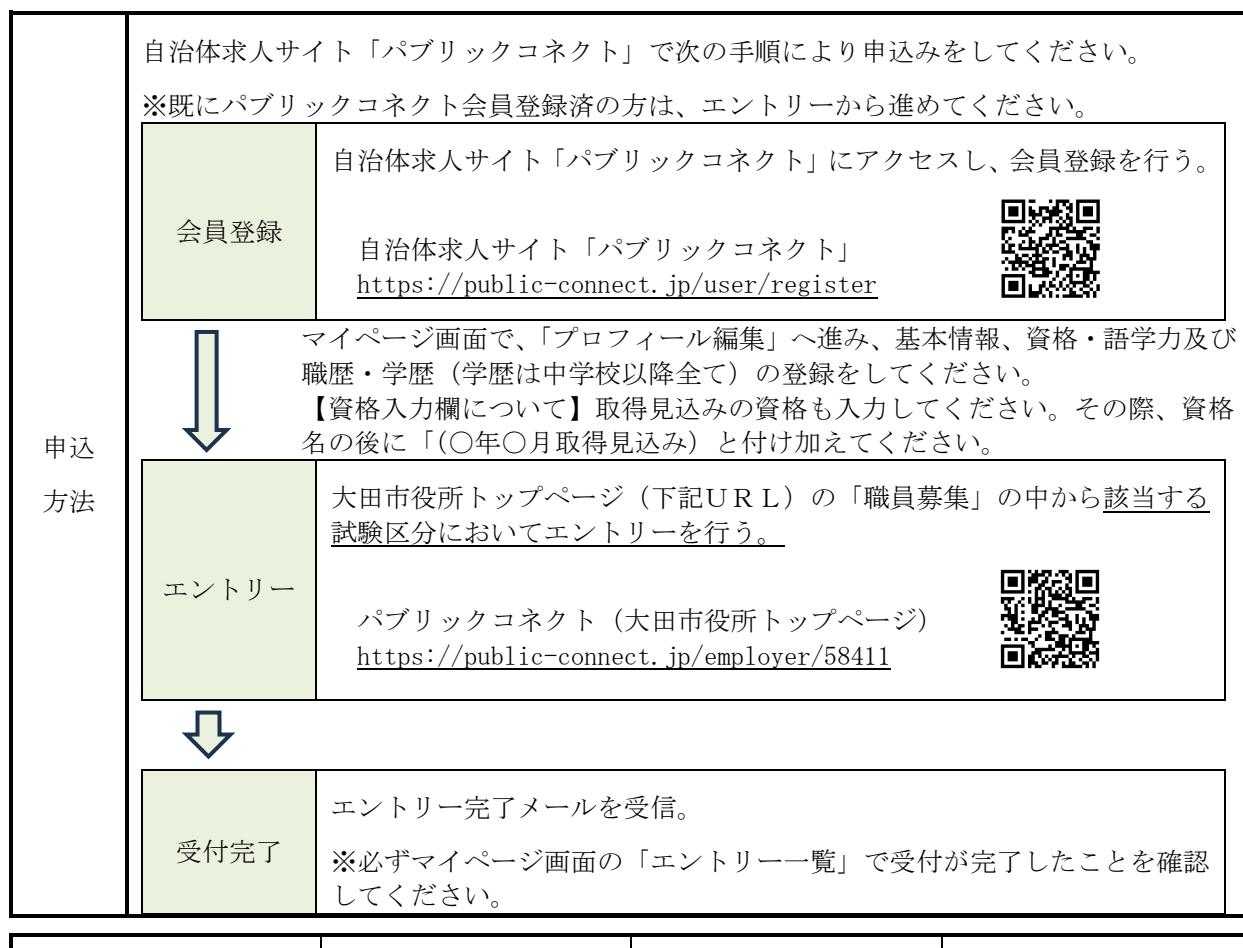
※日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る）も受験できます。

エントリーの際は在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。なお、日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

3. 試験科目、試験内容、試験会場

試験科目	試験内容	試験会場
S P I 3-G	基礎能力検査及び性格検査を行います。	
面接試験	職務遂行能力等について個別面接による試験を行います。 ※面接にあたり、面接カード及び専門性確認シートを提出いただきます。詳細は別途お知らせします。	大田市役所

4. 受付から採用まで



受付期間	試験日	合格発表	採用予定日
各月20日で締切 例：12月20日	受付月の 翌月中旬～下旬 例：1月20日	試験日の 翌月上旬～中旬 例：2月10日	合格発表の翌々月 各月の1日付 例：4月1日

- (1) エントリー受付後、受験者と調整の上、試験日を決定します。
- (2) 合格発表は、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。
- (3) 採用日は原則1日付けとするとともに、採用月は相談の上で決定します。
- (4) 受験資格がないこと、エントリー内容に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。また、免許及び資格を取得見込みの人で、その免許及び資格が取得できない場合は採用されません。
- (5) 令和7年4月1日現在における初任給（月額）は、次のとおりです。給料表の改定等により変更する場合があります。
【例】高校卒業（18歳）の場合 188,000円
短大・高専卒業（20歳）の場合 204,400円
大学卒業（22歳）の場合 220,000円
※職歴等がある人は、その経歴・職種・年数等に応じ、初任給を決定します。このほか扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

5. 申し込み先(問い合わせ先)

大田市役所 総務部人事課

〒694-8502 大田市大田町大田口1111番地

電話（0854）83-8014